

# 総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員  
南野委員長・吉津副委員長・岩藤委員・末永委員・田村哲委員  
三村委員・三輪委員
4. 委員外出席議員  
なし
5. 欠席委員
  
6. 執行部出席者  
別紙のとおり
7. 議会事務局職員  
永田局長・岡田次長・河野係長
8. 協議事項  
3 月定例会本会議 (2 月 28 日) から付託された事件 (議案 13 件)
9. 傍聴者  
なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前 1 時 00 分 閉会 午後 1 時 30 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 28 年 3 月 7 日

総務民生常任委員長

南 野 信 郎

記 録 調 製 者

河 野 隆 一

**南野委員長** 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、6 日に引き続き、総務民生常任委員会を開会します。初めに、議案第 10 号「平成 29 年度 長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。第 1 条「歳入歳出予算」及び第 2 条「歳出予算の流用」を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 予算説明書 348、349 ページ、「第 1 款 総務費」、「第 1 項 総務管理費」、「第 1 目 一般管理費」のシステム改修委託料では、国民健康保険事業の財政運営主体が県に移行される平成 30 年度に向けて、国保資格の連携情報や各種様式の変更等が生じることから、必要なシステム改修を行うための経費を計上しております。その他は特に補足説明はございません。

**南野委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 12 号「平成 29 年度 長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。第 1 条「歳入歳出予算」及び第 2 条「歳出予算の流用」を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 予算書 408、409 ページ、「第 5 款 地域支援事業費」、「第 3 項 包括的支援事業・任意事業費」、「第 6 目 認知症総合支援事業費」の認知症総合支援事業では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための環境づくりとして、認知症または疑いのある方やそのご家族をチーム員が訪問して、必要に応じたサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を設置するとともに、その活動のための経費を計上しております。

**南野委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

**田村哲委員** 予算説明資料の 409 ページ、認知症総合支援事業費。この中にあります、昨年からの介護保険制度の変更に伴う中で認知症の対策に対して強化の一つとして認知症初期集中支援チームというのがありましたけれども、いよいよ本格的に、まだ試験段階なんですか本年度は。第 7 次の介護保険計画から

本格的な運用という形で見ているんですけど、この認知症初期集中支援チームというのは如何なるものなのか、簡単な概略を説明していただきたいと思います。

**河野健康増進課長** 認知症初期集中支援チームでございますが、これは専門医をはじめ保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士等専門職種を構成員としまして認知症に係る専門的な知識、技能を有する医師の指導のもと複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を、まず訪問した中で観察、評価、家族支援などの初期支援を包括的、集中的に行い自立支援をサポートする体制を整えるといった事業内容でございます。

**田村哲委員** そのとおりなのでしょうけど、イメージがわからないというのは、今チームとして5人ですか、6人ですか、常時一緒にいるわけではないでしょ。だから例えば一つの相談があって、例えば私の旦那があるいは私の奥さんがと、あるいは私の家族がという形で相談がある。その相談にあわせてすべての事例にこの初期集中支援チームが出動するわけではないだろうとは思っています。最初保健師なり、相談人が行かれて。これが一人ではどうにもならないと、対応が。という形になって初めて組織的な動きとしてやる。これはチームは1チームでしょ、当然。複数というのはおそらく無理でしょう。具体的にどんな仕事になるんですか。相談を受けてから、例えば認知症であるかどうかの判断というのはそのチームでやるわけですか。それとも医療機関をご案内してそこで受けてもらうのか。その結果をみんなで相談するとか。今からやることですからあれですけど。国が昨年、一昨年ですか認知症支援チームのオレンジプランの中で書いてあったけれども、あれから全然具体的になっていないんです。詳しいことはさっぱりわからない。現場でどのような活動になるのかというあたりをもう一度ちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思います。

**松尾健康増進課主幹** 認知症初期集中支援チームの流れでございますが、まず一つとして地域包括支援センターのほうに、ご家族等からご相談があった中で、実際対象となる方につきましては、認知症の診断を受けていない方または中断をしている方、介護保険サービスを利用していない方または中断をされている方等の対象者の方、そしてサービスの診断も受けられていらっしゃる中で、症状が悪化されてどのように対応したらよいか困られている、そういう対象の方のご相談に対しまして、内容を確認した中で中々解決が難しいという内容につきましては家庭訪問を行いまして、チーム員の派遣をさせていただくようになります。チーム員の派遣につきましては、家庭訪問の中で行わせていただきますが、その状態に応じまして認知症の症状または生活中的状態をいろいろ評価表を活用する中で、その状態を判断した中で、チーム員がその状態の情報を収集した中で、今度はチーム員のサポート医、医師を交えた会議をもちまして、

その中でご家庭の状態をどういうふうに介護サービスに繋がったほうがいいのか、または病院のほうの受診に繋がった方がいいのか、そういう支援方法をたてて実際のご家族等の動き、サービスの提供のほうに繋がっていくこととしています。

**田村哲委員** 初期集中支援チームがなかった場合、これまでの場合は何らかの形で包括支援センターと接触を持たれて、そこで認知症の診断のシートに記入してもらって判断して、そして訪問するなり医師に相談するなりという形で、今までもやってたわけですよ。それが初期集中支援チームという形で大そうな名前が付いている以上、まったく新しいことがそこに付け加えられることはないんですか。今までと比べて。

**松尾健康増進課主幹** 今までと違う部分につきましては、相談をされて対応する中で、その方の状況、情報等を収集する中で一旦チームとサポート医という医師、専門的な認知症に対する治療に通じていらっしゃる医師を通じての検討をして方向性を決めていくというところが違っております。

**田村哲委員** 結局、今まで医療関係がきちっとチームの中に入っていないわけですよ。今度はチームの中に医療関係がいらっしゃるからその判断を交えて的確な判断ができると。ここが一番の大きな。基本的には介護と医療の連携みたいなものの実践を、この認知症初期集中支援チームでやろうとそういうことですよ。分かりました。それでこの100万円という金額、一般財源は41万円ぐたいで、あとは国県の支出金ですけれども、この100万円というのはどういう金額なんですかこれは。例えば認知症支援チームの出動回数、1回これが活動した場合に5万円なら5万円。例えばこれで100万円なら20回活動できるとか。年間活動回数を想定してやっているのか、この100万円の算出根拠を教えてください。

**松尾健康増進課主幹** 事業費の算出根拠でございますが、認知症初期集中支援チームの検討委員会を2回と、認知症初期集中支援チームの医師のサポートに基づいた会議を毎月1回、年12回開催する予定としております。それに伴う委員の報償及び費用弁償等踏まえての計上としております。そのほかに認知症のケアパスのパンフレットの配布、全戸配布を予定しておりますので、その経費としまして26万8,000円を計上しております。先ほどの認知症初期集中支援チームに伴う経費といたしましては、検討委員会2回について5万9,000円、チーム員の会議につきましては報償及び費用弁償として24万8,000円を計上しております。

**田村哲委員** この初期集中支援チームというのを、今から機能させていく、最初は最初ですから試行錯誤ということもあるでしょうけれども、効果をあらしめることができるかどうかという一抹の不安もあるわけです。おそらくこれ全国で取り組むんでしようけれども、先例的にやっているとところもあるんですか、

県内、どうですか。そのへん分かりますか。

**松尾健康増進課主幹** 認知症の治療につきまして県内は4市1町、全部で5市町が実施されています。

**田村哲委員** 予算書の405ページ、任意事業の015家族介護支援事業ですが、これは国が包括ケアシステムを作れという形でいって、施設から家庭へと、僕から言わせると逆じゃないかという気持ちもあるんですけども、その中で国の制度は国の制度としてやらざるを得ない。でも長門市らしく家族の負担というのをどうやって軽減できるか、軽減するかということを実際に考えてほしいという話を以前したことあるんですけども、その時にこの家族介護支援事業の中の家族介護慰労給付費、これが今10万円です。去年が70万円。そのかわり家族介護見舞給付費というのが70万円という形で出てきています。これの入れ替わりといいますかそのあたりを説明をお願いいたします。

**河野健康増進課長** 28年度予算においては家族介護慰労給付費の中に慰労給付費として10万円、それから家族介護見舞給付費として60万円を予算計上させていただいております。平成29年度は慰労給付と見舞給付をそれぞれ分けた形で予算計上をしておるところでございます。29年度予算の介護慰労給付費が10万円、家族介護見舞給付費が70万円という予算計上とさせていただいております。

**田村哲委員** 本当はこういう直接現金なりそういうもので支払うというよりはサービスを、制度そのものを充実させる。例えば夜間の一時預かりであるとか、そういうふうなものの夜間ショートステイとかそういうものを充実すべきだと。このお金を出すやり方というのは無いよりはいいというぐらいの話で、制度を作るよりも安く済むかもしれませんけれども、この家族介護見舞給付費というのと慰労給付費というのはどう違うんですか、中身は。

**松尾健康増進課主幹** 家族介護慰労給付費の支給につきましては対象といたしまして、要介護4または5の高齢者の方を介護する家族に対しまして10万円の慰労金を支給するものでございます。その中で世帯としましては市民税非課税世帯で1年間に介護保険サービスを1週間以内のショートステイは除きまして、利用されていない高齢者を介護されている家族等が対象となっています。家族介護見舞給付費につきましては、同じく要介護4または5の高齢者の方を介護する家族に対しまして1年以内に180日以上在宅介護をされているご家族に対しまして同じ非課税世帯に対して1世帯2万円を支給するものでございます。

**田村哲委員** 非課税世帯というのは市民税非課税世帯ですね。その制限を設けているのは国の指導ですかそれとも市の判断ですか。

**松尾健康増進課主幹** 国の慰労給付費の事業につきましては市民税非課税世帯ということが謳われておりますので、それにそって対象としています。

**南野委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 12 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 14 号「平成 29 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とします。本特別会計については、第 1 条「歳入歳出予算」及び第 2 条「歳出予算の流用」を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 提案説明書のとおりであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 23 号「長門市すこやかながとワクチン基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 提案説明書のとおりであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**岩藤委員** この条例改正はあくまで子供のための予防接種の条例というふうに認識しているんですけど、午前中にありましたロタウィルスもこのたびこれに該当するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

**河野健康増進課長** このたびの条例改正に伴いまして、助成対象を拡充しております。ロタウィルスワクチンも基金の対象になるということでございます。

**岩藤委員** これからもそういうふうなワクチン関係というのは増える傾向にあれば、またひとまとめにしたこの子供のすこやかな成長に資するための予防接種にあたるというふうに理解するべきものなのではないのでしょうか。ひとつずつのワクチンの名前が出てくるということにはならないというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。

**河野健康増進課長** ここにも設置目的として記載してありますように、子供の

すこやかな成長に資するための予防接種ということで、拡大しておりますので限定されたワクチン接種に限ったことではございません。

**田村哲委員** そういうことは、今後いろいろ新しいワクチンが出てくる可能性があるんです。今こういうふうに議案のような書き方をすると全然指定せず全て適用できるような書き方になっています。そうすると何でも入ってしまうということはないはずなんですけども、この書き方から見ると歯止めがきかないというか、これはこの条例にあわせた規則とかで処理するのでしょうか。条例を読んでみたらなんでもというみたいな子供のワクチンに関する事ならば、というふうに読めるんですけれどもどうですか。

**河野健康増進課長** 本条例の第5条(処分)において、「市長は、第1条に定める設置の目的の達成に必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。」ということでございますので、市長の政策的なところも出てくるのではないかとこのふうには考えております。

**磯部副市長** 現在の条例というのは、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌という形で特定をしております。しかしながら今回のロタウィルスもそうでございますけれども、今後子供のすこやかな成長に資すると、これは必要であるというようなワクチンを接種すべきだという判断がなされたならば、1個1個のワクチンを特定して追加するのではなくて、全体として必要であれば新たなワクチン接種もあり得るということで、今後としては個々の条例改正なしに必要な政策として新たな接種として加えるということによって今回の条例改正をさせていただくというものでございます。

**田村哲委員** 結局今後もそういうことが起こった場合にいちいち条例改正をせずに政策判断に基づいて予算化していく事ができるということになるということですね。

**南野委員長** ほかにご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号「長門市ひとり親家庭等の児童の通学費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 提案説明書のとおりであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 24 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 25 号「長門市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 提案説明書のとおりであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村哲委員** これをなくすことによって地元の方が不便になるとか、困るとか、あるいは代替とかは必要ないんですか。

**近藤福祉課長** この施設につきましては、廃止するにあたって地元の自治会長等にお話を伺っております。今現在利用頻度につきましては年に 2 回程度というふうには、実際にはもう少し多いと思いますけれども、伺っておりますし、それに代わる施設としては、漁協が使えるということで、施設も老朽化もしているということで、別段問題はないということで伺っております。

**南野委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 25 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 26 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 提案説明書のとおりであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 26 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 26 号は、原案の

とおりの可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 42 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 提案説明書のとおりであり、特に補足説明はございません。

**南野委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 42 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。